



©税理士会広報キャラクター「にちせいくん」

お気軽に  
ご相談ください!



# 2月23日は 「税理士記念日」

2月23日は「税理士記念日」。これは税理士法の前身である税務代理士法が昭和17年2月23日に制定されたことに由来しています。記念日にあたり、税理士業務をもっと知っていただくために、2日間の電話相談を開設します。所得税、法人税、贈与税、相続税、消費税など、税に関するご質問に無料でお答えします。お気軽にご相談ください。

## こんな時は、税理士さんに聞いてみよう。

ふるさと納税  
したら  
申告は?



医療費控除  
したいんだけど?



新しくできた  
“特定親族特別控除”  
ってなに?



年収の壁  
って?



暗号資産  
(仮想通貨)や  
FXの申告って?



金やドルを  
売却した場合、  
申告は?



生前贈与した  
場合、  
申告や税金は?



株式譲渡益、  
譲渡損が出たら、  
申告は必要?



お気軽にお電話してください。

無料でんわ  
相談室

※電話が混みあっている場合は、どちらに  
電話いただいても構いません

● 税理士は、税務に関するスペシャリストです。 ● 税金の相談は税理士以外の者が行うことはできません。「にせ税理士」にはくれぐれもご注意ください。 ● 信頼のマーク・税理士バッジや税理士証票を携行しています。 ● 職務上知り得た秘密を守る義務があります。安心してご相談ください。

2月24日(火)・25日(水) 午前10時 → 午後4時 神戸 078-221-0400 芦屋 0797-38-5135 加古川 079-456-7135

芦屋支部

神戸支部

長田支部

明石支部

灘支部

兵庫支部

須磨支部

加古川支部

ホームページで「近畿税理士会」の詳しいご案内を  
ご覧いただけます。

近畿税理士会

検索

<https://www.kinzei.or.jp>

近畿税理士会  
兵庫県第1支部連合会  
申告相談は、税理士へ。